

鶴岡ガストロノミックイノベーション食産業創造事業助成金交付要綱

令和7年4月1日 制定

(目的)

第1条 公益財団法人庄内地域産業振興センター（以下「センター」という。）は、鶴岡市地方大学・地域産業創生事業補助金交付要綱（令和7年鶴岡市告示第177号）及び鶴岡ガストロノミックイノベーション食産業創造事業実施要領に基づき、食産業創造事業として研究開発を行う事業者等に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 計画 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第5条第6項の認定を受けた鶴岡ガストロノミックイノベーション計画をいう。

(2) 食産業創造事業 計画第7項第1号アに規定する食産業創造事業をいう。

(3) 研究開発 次のいずれかに該当する研究又は開発であって、その全部又は一部につき計画に参画する高等教育機関（国立大学法人山形大学及び学校法人慶應義塾）のうち1機関以上と共同して行うものをいう。

ア 新食材開発

イ 高付加価値食品開発

ウ 食関連技術等開発

(助成の実施)

第3条 センターは、計画の目的を実現するため、食産業創造事業として行われる研究開発であって、その成果物（新たに開発され、又は研究開発により価値の向上がもたらされた食材、食品、商品、技術、サービスその他一切の有形又は無形の成果をいう。以下同じ。）の活用により産業の創出又は振興及び鶴岡市内における雇用の創出（当該成果物の活用により、失われるはずであった雇用の全部又は一部が維持される場合を含む。以下同じ。）が見込まれるもの（以下「助成対象研究開発」という。）を行う個人若しくは法人その他の団体又はその共同体に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に該当する者が参画して行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象研究開発に要する経費であって次の表に掲げるものその他これに類するものとしてセンターが認めるも

のとし、助成する額は、助成対象経費の5分の4以内で予算額、助成対象経費の額に対する産業の創出又は振興及び雇用の創出の効果等を勘案してセンターが定める額とする。

経費の区分	助成対象経費
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発を行うために新たに雇い入れる研究員、研究補助員、事務員その他の職員に係る報酬、給料、社会保険料等（当該新たに雇い入れられる職員が研究開発以外の業務にも従事する場合は、当該研究開発に従事する部分に限る。） ・ 研究開発の一部を特定の個人に請け負わせ、又は委託するために要する委託料等 ・ 専門家等から指導、助言等を受ける場合において当該専門家等に支払う謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せその他の研究開発のために必要となる出張に要する交通費及び宿泊費（社会通念上相当と認められる部分に限る。） ・ 専門家等の招へいに要する交通費及び宿泊費（社会通念上相当と認められる部分に限る。）
設備・物品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発を行うために必要となる機器、備品、消耗品等の購入又は賃借に要する経費（機器、備品等の購入にあつては、あらかじめセンターが認めたものに限る。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究契約に基づき支払う経費 ・ 委託研究契約に基づき支払う経費 ・ 研究開発に要する通信運搬費、手数料、光熱水費、使用料等

（研究計画の認定等）

第5条 第3条の規定による助成を受けようとするものは、センターが別に定める公募期間内に事業計画認定申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）その他センターが必要と認める書類を添付し、センターに事業計画の認定を申請しなければならない。ただし、センターが特に認めた場合は、公募期間外であっても申請することができるものとする。

2 センターは、前項の申請があったときは、事業責任者及び鶴岡市（事業責任者又は鶴岡市が必要と認めた場合は、事業責任者、鶴岡市及び研究開発又は産業化に識見を有する者で構成する審査会）の意見を聴き、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を審査し、当該事業計画を認定すべきものと認めたときは、速やかに認定の決定をするものとする。

3 センターは、食産業創造事業の目的の実現のために必要と認めるときは、前項の認定に当たり事業計画の一部を修正し、又は必要な条件を付することができる。

4 センターは、計画の認定を決定したときは、速やかにその決定の内容（前項の規定により条件を付した場合は、その条件を含む。）を第1項の申請をしたものに事業計画認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 前項の規定により計画の認定の通知を受けたもの（以下「認定事業者」という。）は、次

のいずれかに該当する場合は、事業計画変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）をセンターに提出し、センターの承認を受けなければならない。

(1) 事業計画の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）

(2) 認定を受けた事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による承認を行う場合について準用する。
この場合において、第4項中「事業計画認定通知書（様式第3号）」とあるのは、「事業計画変更承認通知書（様式第5号）」とする。

（助成金の交付等）

第6条 第3条の規定による助成を受けようとする認定事業者は、認定を受けた事業の開始前及び認定を受けた事業の事業期間の翌年度以後の毎年度、助成金交付申請書（様式第6号）に事業計画書その他センターが必要と認める書類を添付し、センターに助成の申請をしなければならない。

- 2 前項の認定事業者は、同項の申請をするに当たっては、当該助成金における消費税及び地方消費税に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 センターは、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付がこの要綱並びに予算で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

- 4 センターは、前項の規定による助成の決定に当たり、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。

(1) 助成の決定を受けた認定事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成に係る事業（以下「助成事業」という。）によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(2) センターは、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(3) 助成事業者は、取得財産等については、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らな

ければならない。

(4) 助成事業者は、助成事業を実施している間及び助成事業終了後5年間、センターの要求に従い、成果物の活用による産業の創出又は振興及び雇用創出の効果その他センターが求めた事項について報告しなければならない。

5 センターは、助成を決定したときは、速やかにその決定の内容（前項の規定により付した条件を含む。）を助成事業者に助成金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

6 センターは、前条第6項の規定により計画の変更を承認したときは、必要に応じて前項の決定の内容を変更し、助成事業者に助成金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 助成事業者は、前条第5項又は第6項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から起算して10日を経過する日までに助成金取下げ申請書（様式第9号）により申請の取下げをすることができる。

（事情変更による助成決定の取消し等）

第8条 センターは、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 センターが前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他センターが特に必要があると認める場合に限る。

3 第6条第5項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。この場合において、同条第5項中「助成金交付決定通知書（様式第7号）」とあるのは、「助成金交付取消通知書（様式第10号）」と読み替えるものとする。

（助成事業の遂行）

第9条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱に基づくセンターの指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（状況報告及び中間調査）

第10条 助成事業者は、センターの要求があった場合は、助成事業の遂行の状況に関し助成事業状況報告書（様式第11号）により報告しなければならない。

2 センターは、必要と認める場合は、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況に関する帳簿及び書類等の提出を求め、又は単独若しくは鶴岡市と共同で現地調査等を行い、必要な措置を命ずることができる。

(助成事業の遂行等の命令)

第11条 センターは、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められる場合は、その者に対し助成金の交付の決定の内容又は付した条件に従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 センターは、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了した場合（事業計画の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書（様式第12号）に収支計算書（様式第13号）及びセンターが必要とする書類を添付して、助成事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は助成の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までにセンターに報告しなければならない。

2 助成事業者は、第6条第2項ただし書に該当する場合において、実績報告書を提出するに当たって当該助成金の消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを当該助成事業の助成対象経費から減額して提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 センターは、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に対し助成金交付額確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 センターは、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につきこれに適合させるための措置を採るべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(決定の取消し)

第15条 センターは、助成事業者が助成金を他の用途へ使用し、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要領に基づくセンターの決定又は指示に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第5項の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。この場合において、同条第5項中「助成金交付決定通知書（様式第7号）」とあるのは、「助成

金交付取消通知書（様式第15号）」と読み替えるものとする。

（助成金の概算払）

第16条 センターは、必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書（様式第16号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第17条 センターは、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 センターは、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定により期限を定めて助成金の返還を命じた場合において、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（契約等）

第18条 助成事業者は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、センターが別に定める金額未満の契約をしようとする場合又は補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（額の確定後に消費税等仕入控除税額が確定した場合の取扱い）

第19条 助成事業者は、第6条第2項ただし書に該当する場合において、実績報告書提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（第12条第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を速やかにセンターに報告するとともに、これを返還しなければならない。

（帳簿の整備）

第20条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出の内容を証する書類を助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間整理保管しておかななければならない。

（立入検査等）

第21条 センターは、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要がある場合は、助成事業者に対してセンターの職員に立入検査等（助成事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することをいう。）をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由なく当該立入検査等を拒むことはできないものとする。

2 センターは、特に必要があると認める場合は、前項の立入検査等を鶴岡市の職員と共同で行うことを鶴岡市に求めることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提

示しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。